

議案第二十号

三朝町社会福祉基金条例の設定について

次のとおり三朝町社会福祉基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日

三朝町長 松村喬成

三朝町条例第 号

三朝町社会福祉基金条例

(設置の目的)

第一条 町民の福祉を増進し、すべての町民が健康で文化的な生活を営むことに資するため、社会福祉基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、二百万円とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計才入才出予算に計上して、町民福祉の増進を計り、又は社会福祉法人三朝町社会福祉協議会に委託して、この基金の目的を

達成する。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、基金の管理運用に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。